

料金表

2026年11月1日

瀬戸内市民電力株式会社

目次

1	契約種別	3
2	料金表の変更	3
3	需要区分	3
4	電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）	3
5	電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）	4
6	電力需要	6
7	季節区分	7
8	定額電灯	8
9	従量電灯 A	9
10	従量電灯 B	9
11	シンプルコース	11
12	時間帯別電灯	12
13	ファミリータイム〔プランⅠ〕	13
14	ファミリータイム〔プランⅡ〕	15
15	電化 Style コース	17
16	公衆街路灯 A	18
17	公衆街路灯 B	20
18	公衆街路灯 C	20
19	低圧電力	21
20	農事用電力 A（かんがい排水需要）	22
21	農事用電力 B（脱穀調整需要）	23
22	農事用電力 C（育苗・栽培需要）	24
23	深夜電力 A	25
24	深夜電力 B	26

附則	28
別表	29

料 金 表

1 契約種別

この料金表の契約種別は、「定額電灯」「従量電灯 A」「従量電灯 B」「シンプルコース」「時間帯別電灯」「ファミリータイム〔プランⅠ〕」「ファミリータイム〔プランⅡ〕」「電化 Style コース」「公衆街路灯 A」「公衆街路灯 B」「公衆街路灯 C」「低圧電力」「農事用電力 A」「農事用電力 B」「農事用電力 C」「深夜電力 A」「深夜電力 B」といたします。

2 料金表の変更

1. 当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
2. 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この料金表を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
3. お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下、「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下、「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この料金表を変更する必要がある場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この料金表を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の料金表によります。
4. 当社は、この料金表を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、電気需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

3 需要区分

当社は、次のとおり需要を区分し、標準的な供給条件を定めます。

電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）
電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）
電力需要

4 電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 使用する最大容量（以下、「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。
- (3) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)および(3)に該当し、かつ、(2)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

3. 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行います。

5 電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(1) 契約電力が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であること。ただし、お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際は、次のいずれかの値（以下、「みなし契約電力」といいます。）が 6 キロワット以上であり、かつ、原則として 50 キロワット未満であることとします。（この場合には、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）

(イ) 契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値

ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 1（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

(ロ) 別表 3（契約容量、契約電力および主開閉器容量にもとづくみなし契約電力の算定）によって主開閉器の定格電流にもとづいて算定された値

(2) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）の契約電力（お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際はみなし契約電力といたします。）と動力を使用する契約種別の契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契約電力

契約電力は、次によって定めます。

(1) 各月の契約電力は、次の場合を除き、その 1 月の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。

(イ) 新たに電気の供給を受ける場合または高圧で電気の供給を受けていたお客さまが新たに低圧で電気の供給を受ける場合は、料金適用開始の日以降 12 月の期間の各月の契約電力は、その 1 月の最大使用電力と料金適用開始の日から前月までの最大使用電力のうち、いずれか大きい値といたします。ただし、当社から新たに電気の供給を受ける前からお客さまが同一の需要場所で当該一般送配電事業者等の供給設備により電気の供給を受けていた場合は、契約電力の決定上、新たに電気の供給を受ける場合とはみなしません。

(ロ) 契約負荷設備を増加される場合で、増加された日を含む 1 月の増加された日以降の期間の最大使用電力の値がその 1 月の増加された日の前日までの期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値を上回るときは、その 1 月の増加された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、その 1 月の増加された日以降の期間の契約電力は、その期間の最大使用電力の値といたします。

(ハ) 契約負荷設備を減少される場合等で、1 年を通じての最大使用電力が減少することが明らかなときは、減少された日を含む 1 月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大使用電力と前 11 月の最大使用電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降 12 月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力といたします。）は、契約負荷設備および別表 3（契約容量、契約電力および主開閉器容量にもとづくみなし契約電力の算定）によって主開閉器の定格電流にもとづいて算定された値等を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた値といたします。ただし、減少された日以降 12 月の期間で、その 1 月の最大使用電力と減少された日から前月までの最大使用電力のうちいずれか大きい値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む 1 月の減少された日以降の期間については、その期間の最大使用電力の値がお客さまと当社との協議によって定めた値を上回る場合といたします。）は、契約電力は、その上回る最大使用電力の値といたします。

(2) 料金の算定期間における最大使用電力は、原則として、記録型計量器により計量される 30 分毎の使用電力量の最大値を 2 倍した値といたします。

6 電力需要

1. 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(1) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(2) 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、最大需要容量または契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において電灯又は小型機器を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 契約電力

- (1) 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものいたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表 3 (契約容量、契約電力および主開閉器容量にもとづくみなし契約電力の算定)に準じて算定し、(ロ)の係数を乗じないものといたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力のものから	最初の 2 台の入力につき	100 パーセント
	次の 2 台の入力につき	95 パーセント
	上記以外のものの入力につき	90 パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の 6 キロワットにつき	100 パーセント
次の 14 キロワットにつき	90 パーセント
次の 30 キロワットにつき	80 パーセント
50 キロワットをこえる部分につき	70 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3 (契約容量、契約電力および主開閉器容量にもとづくみなし契約電力の算定)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

5. その他

変圧器、発電設備、蓄電池等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

7 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 夏季

毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。

(ロ) その他季

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日および毎年 10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間をいいます。

8 定額電灯

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 400 ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

3. 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

4. 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金（以下、「再エネ賦課金」といいます。）の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	103 円 50 銭
---------	------------

(2) 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	119 円 29 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	218 円 00 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	415 円 53 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	613 円 02 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	1,008 円 02 銭
100 ワットをこえ 1 灯につき 50 ワットまでごとに	503 円 58 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(3) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ、1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	389 円 98 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	696 円 25 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	347 円 62 銭

9 従量電灯 A

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

2. 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表 1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	968 円 37 銭
電力量料金	15 キロワット時をこえ 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	32 円 32 銭
	120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	39 円 00 銭
	300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	41 円 12 銭

3. その他

- (1) 当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。
- (2) その他定めのない規定については 電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

10 従量電灯 B

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

- (2) 1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力を使用する契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者等が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(1)に該当し、かつ、(2)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者等は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

2. 契約容量

- (1) 契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし、差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は、別表 1（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95 パーセント
次の 14 キロボルトアンペアにつき	85 パーセント
次の 30 キロボルトアンペアにつき	75 パーセント
50 キロボルトアンペアをこえる部分につき	65 パーセント

- (2) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には、契約容量は、(1)にかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量、契約電力および主開閉器容量にもとづくみなし契約電力の算定）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社または当該一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

3. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	476 円 18 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき	29 円 63 銭
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの 1 キロワット時につき	35 円 72 銭
300 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	37 円 59 銭

4. その他

その他定めのない規定については、電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）にかかわる規定を準用するものといたします。

11 シンプルコース

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）の適用範囲に該当する需要で、お客さまが 1 年を通じてこのシンプルコースの適用を受けることを希望される場合に適用します。

2. 料金

料金は、電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

（1）電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	38 円 31 銭
-------------	-----------

（2）最低月額料金

（1）によって算定された電力量料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、次の最低月額料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。

1 契約につき	2,008 円 02 銭
---------	--------------

ただし、次の期間の料金は、電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。

（イ）電気の供給を開始した場合の開始日から直後の検針日の前日までの期間

（ロ）電気需給契約が消滅した場合の直前の検針日から消滅日の前日までの期間

（ハ）契約種別を変更した場合の変更日を含む料金の算定期間

3. その他

その他定めのない規定については、電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）にかかわる規定によります。

12 時間帯別電灯

1. 適用範囲

従量電灯 A または従量電灯 B の適用範囲に該当し、4. (時間帯区分)に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、お客さまが 1 年を通じてこの時間帯別電灯の適用を受けることを希望される場合に適用いたします。

なお、「負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

3. 契約容量

(1) 契約容量は、原則として従量電灯 B に準じて定めます。

(2) 別表 5 (夜間蓄熱式機器)に定める小型機器 (以下、「夜間蓄熱式機器」といいます。)を使用される場合は、(1)にかかわらず、契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 \times 0.1$$

(イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値

(ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量 (入力)

(3) お客さまと当社との協議により、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満である場合にはその最大需要容量にもとづき契約容量を定めます。

なお、最大需要容量は、従量電灯 A に準じてえた値といたします。

(4) 夜間蓄熱式機器を使用される場合で、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であるときには、(2)(イ)の値は、その最大需要容量にもとづき(3)に準じて定めます。

4. 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) 昼間時間

毎日午前 8 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(2) 夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

5. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,815 円 36 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	519 円 81 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	37 円 80 銭
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	43 円 40 銭
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	44 円 44 銭

(ロ) 夜間時間

1 キロワット時につき	29 円 89 銭
-------------	-----------

6. その他

その他定めのない規定については、従量電灯 B にかかわる規定を準用するものといたします。

13 ファミリータイム(プラン I)

1. 適用範囲

従量電灯 A または従量電灯 B の適用範囲に該当する需要で、お客さまが 1 年を通じてこのファミリータイム〔プラン I〕の適用を受けることを希望され、次のいずれにも該当する場合に適用いたします。

- (1) 夜間蓄熱式機器または別表 6 (オフピーク蓄熱式電気温水器) に定める小型機器 (以下、「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。) を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量 (入力) またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量 (入力) が 1 キロボルトアンペア以上であること。
- (2) 3. (時間帯区分) に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

2. 契約容量

- (1) 契約容量は、原則として、次の(イ)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(ロ)によってえた値以上となる場合は、(イ)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。

$$(イ)によってえた値 + (ロ)によってえた値 \times 0.1$$

- (イ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として従量電灯 B の契約容量決定方法に準じてえた値

- (ロ) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

- (2) 夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満である場合には、(1)(イ)の値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

なお、最大需要容量は、従量電灯 A に準じてえた値といたします。

3. 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) デイタイム

毎日午前 10 時から午後 5 時までの時間をいいます。

(2) ファミリータイム

毎日午前 8 時から午前 10 時までの時間および毎日午後 5 時から午後 11 時までの時間をいいます。

(3) ナイトタイム

デイタイムおよびファミリータイム以外の時間をいいます。

4. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,834 円 32 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	524 円 63 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。なお、デイタイムの使用電力量については、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月のデイタイムの使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) デイタイム

デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	47 円 01 銭	42 円 20 銭

(ロ) ファミリータイム

1 キロワット時につき	41 円 96 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	29 円 94 銭
-------------	-----------

5. 電化住宅割引

需要場所におけるすべての熱源を電気でまかなう需要（以下、「電化需要」といいます。）の料金は、4.（料金）（1）および（2）によって算定された基本料金と電力量料金の合計から（1）によって算定された電化住宅割引額を差し引いたものに、電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

（1）電化住宅割引額

電化住宅割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が（2）に定める電化住宅割引額を上回る場合の電化住宅割引額は、（2）に定める電化住宅割引上限額といたします。

電化住宅割引額 = 割引対象額 × 8 パーセント

なお、この場合、割引対象額とは、4.（料金）（1）および（2）によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

（2）電化住宅割引上限額

1 契約につき	3,300 円 00 銭
---------	--------------

6. その他

その他定めのない規定については、従量電灯 B にかかわる規定を準用するものといたします。

14 ファミリータイム（プランⅡ）

1. 適用範囲

従量電灯 A または従量電灯 B の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが 1 年を通じてこのファミリータイム（プランⅡ）の適用を受けることを希望され、次のいずれにも該当する場合に適用します。

(1) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が 1 キロボルトアンペア以上であること。

(2) 3. (時間帯区分)に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

2. 契約容量

契約容量は、ファミリータイム〔プラン I 〕に準ずるものといたします。

3. 時間帯区分

時間帯区分は、ファミリータイム〔プラン I 〕に準ずるものといたします。

4. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約容量に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,844 円 32 銭
上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	524 円 63 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。なお、デイトタイムの使用電力量については、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月のデイトタイムの使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

(イ) デイトタイム

デイトタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	50 円 34 銭	45 円 21 銭

(ロ) ファミリータイム

1 キロワット時につき	44 円 97 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	29 円 94 銭
-------------	-----------

5. 電化住宅割引

電化需要の料金は、ファミリータイム〔プランⅠ〕に準ずるものといたします。

6. その他

その他定めのない規定については、従量電灯 B にかかわる規定を準用するものといたします。

15 電化 Style コース

1. 適用範囲

電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）または電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまが 1 年を通じてこの電化 Style コースの適用を受けることを希望される場合に適用します。

- (1) 夜間蓄熱式機器またはオフピーク蓄熱式電気温水器を使用し、かつ、夜間蓄熱式機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱式電気温水器の総容量（入力）が 1 キロボルトアンペア以上であること。
- (2) 3.（時間帯区分）に定めるデイトタイム以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。
- (3) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される際は、別表 8（電化 Style コースに係るみなし契約電力の算定）によって算定されたみなし契約電力が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において「低圧電力」とあわせて契約する場合は、みなし契約電力と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当該一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトとすることがあります。

3. 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

(1) デイトタイム

毎日午前 9 時から午後 9 時までの時間をいいます。ただし、別表 7（休日等）に定める日の該当する時間を除きます。

(2) ナイトタイム

デイトタイムおよびホリデータイム以外の時間をいいます。

(3) ホリデータイム

別表 7（休日等）に定める日の全ての時間をいいます。

4. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、契約電力に応じ 1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき最初の 10 キロワットまで	2,255 円 36 銭
上記をこえる 1 キロワットにつき	519 円 81 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

デイタイムのうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	46 円 06 銭	44 円 00 銭

(ロ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	29 円 92 銭
-------------	-----------

(ハ) ホリデータイム

1 キロワット時につき	29 円 92 銭
-------------	-----------

5. その他

その他定めのない規定については、電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）にかかわる規定によります。

16 公衆街路灯 A

1. 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他のこれに準ずる電灯もしくは小型機器（以下、「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 1 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯 B を適用することがあります。

2. 料金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 需要家料金

需要家料金は、1 月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	98 円 00 銭
---------	-----------

(2) 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

10 ワットまでの 1 灯につき	114 円 07 銭
10 ワットをこえ 20 ワットまでの 1 灯につき	210 円 30 銭
20 ワットをこえ 40 ワットまでの 1 灯につき	402 円 88 銭
40 ワットをこえ 60 ワットまでの 1 灯につき	595 円 42 銭
60 ワットをこえ 100 ワットまでの 1 灯につき	980 円 52 銭
100 ワットをこえ 1 灯につき 50 ワットまでごとに	489 円 76 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき 1 ボルトアンペアを 1 ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(3) 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ、1 月につき次のとおりといたします。

50 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	374 円 58 銭
50 ボルトアンペアをこえ 100 ボルトアンペアまでの 1 機器につき	673 円 15 銭
100 ボルトアンペアをこえる 1 機器につき 50 ボルトアンペアまでごとに	336 円 07 銭

3. その他

(1) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 電気需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 A を適用することがあります。

(2) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

17 公衆街路灯 B

1. 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (1) 使用する負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各負荷設備ごとに別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (2) 公衆街路灯 A を適用できないこと。

2. 料金

料金は、その 1 月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

最低料金	1 契約につき最初の 15 キロワット時まで	936 円 47 銭
電力量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	31 円 04 銭

3. その他

- (1) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 電気需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 B を適用することがあります。
- (2) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものといたします。

18 公衆街路灯 C

1. 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

2. 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力いたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 2〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

3. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

- (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	437 円 68 銭
---------------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	28 円 72 銭
-------------	-----------

4. その他

(1) 広告用の電灯等を使用される場合は、配線設備を公衆街路灯と分離して施設していただき、それぞれについて 1 電気需給契約を結びます。ただし、技術上、経済上一括して電気を供給することが適当と認められる場合は、一括して公衆街路灯 C を適用することがあります。

(2) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。

19 低圧電力

1. 適用範囲

動力を使用し、電力需要の適用範囲に該当する需要に適用いたします。

2. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,228 円 07 銭
-----------------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量器を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の日であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	26 円 20 銭	24 円 91 銭

(3) その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。

3. その他

その他定めのない規定については、電力需要にかかわる規定によります。

20 農事用電力 A（かんがい排水需要）

1. 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

2. 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

3. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

なお、契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）以外の期間については、料金を申し受けません。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の基本料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1 回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（電気を使用する場合の基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	919 円 89 銭
-----------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その 1 月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その 1 月の使用電力量をその 1 月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	22 円 01 銭	21 円 08 銭

4. その他

- (1) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。
- (2) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行うことがあります。
- (3) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力 B（脱穀調整需要）

1. 適用範囲

農事用の脱穀調整のために動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

2. 料金

(1) 定額制供給の場合

料金は、1 年につき次によって算定された金額および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

また、1 年の料金から再エネ賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約 使用期間	0.5 キロワット	1 キロワット	2 キロワット	3 キロワット	4 キロワット	5 キロワット
最初の 30 日 まで	4,421 円 28 銭	6,746 円 50 銭	11,475 円 14 銭	16,231 円 64 銭	19,955 円 11 銭	23,689 円 20 銭
30 日をこえる 1 日につき	57 円 01 銭	97 円 79 銭	207 円 30 銭	314 円 68 銭	429 円 62 銭	541 円 33 銭

(2) 従量制供給の場合

料金は、低圧電力の基本料金および電力量料金によって算定された金額（電気を使用する場合のものいたします。）の 10 パーセントを割増したものと並びに電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

また、1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

3. その他

- (1) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- (2) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行うことがあります。
- (3) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

22 農事用電力 C（育苗・栽培需要）

1. 適用範囲

農事用の育苗または栽培のために熱源として動力を毎年、一定期間を限り、30 日以上継続して使用する需要で、契約電力が 50 キロワット未満であるものに適用いたします。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトまたは交流単相 2 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

3. 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。

4. 料金

契約電力が、5 キロワット以下の場合は定額制供給とし、5 キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

(1) 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が 0.5 キロワットの場合の料金は、契約電力が 1 キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。

また、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

また、1 年の料金から再エネ賦課金を差し引いた金額の合計は、最低保証料金（最初の 30 日までの次によって算定された金額とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

契約電力 1 キロワットにつき	最初の 30 日まで	10,841 円 88 銭
	30 日をこえる 1 日につき	360 円 42 銭

(2) 従量制供給の場合

料金は、低圧電力の基本料金および電力量料金によって算定された金額（電気を使用する場合のものといえます。）の 10 パーセントを割増したものに並びに電気需給約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）によって算定された再エネ賦課金の合計といえます。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

また、1 年の基本料金の合計は、最低保証料金（基本料金の 2 月分とし、その 1 年の契約電力の最大値によって算定いたします。）を下回らないものといたします。

5. その他

- (1) お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、30 日以上継続して電気を使用されることとなる場合に限り、契約使用期間を変更いたします。
- (2) お客さまが電気の使用を休止される場合には、当該一般送配電事業者等は、引込線の切断等の処置を行うことがあります。
- (3) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

23 深夜電力 A

1. 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 7 時までの時間を限り、温水のために動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、その総入力が 0.5 キロワット以下である場合に適用いたします。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

3. 契約電力

契約電力は、0.5 キロワットといたします。

4. 供給条件

- (1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。
- (2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。
- (3) 当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況により、1.（適用範囲）の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約上電気を使用できる時間（以下、「契約使用時間」といいます。）の延長または短縮は行いません。
- (4) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を遮断します。

5. 料金

料金は、1 月につき次の金額および電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

1 契約につき	3,420 円 47 銭
---------	--------------

6. その他

(1) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給を遮断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。

(2) その他定めのない規定については、電力需要にかかわる規定によります。

24 深夜電力 B

1. 適用範囲

毎日午後 11 時から翌日の午前 8 時までの時間を限り、動力（小型機器は動力とみなします。）を使用する需要で、契約電力が原則として 50 キロワット未満である場合に適用いたします。

2. 契約電力

契約電力は、契約負荷設備の総入力といたします。ただし、契約負荷設備に電熱負荷設備以外の負荷設備がある場合は、電熱負荷設備以外の負荷設備について、電力需要に準じて算定してえた値と電熱負荷設備の総入力との合計といたします。

なお、契約電力は、1 キロワット以上といたします。

3. 供給条件

(1) 他の契約種別と同一の負荷設備を使用することはできません。

(2) 専用の屋内電路を施設し、直接負荷設備に接続していただきます。

(3) 当該一般送配電事業者等は、当該一般送配電事業者等の供給設備の状況により、1. (適用範囲)の使用開始時刻を前後 2 時間の範囲内で変更することがあります。ただし、契約使用時間の延長または短縮は行いません。

(4) 契約使用時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を遮断します。

4. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金)によって算定された再エネ賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款別表 2 (燃料費等調整)によって算定された燃料費等調整額を加えたものとします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	438 円 24 銭
-----------------	------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	29 円 89 銭
-------------	-----------

5. その他

- (1) 契約使用時間以外の時間に電気の供給を遮断しない場合は、当該一般送配電事業者等は、原則として電気を使用していないことを確認する装置を取り付けます。
- (2) 契約使用時間を区分し、または契約使用時間以外の時間の電気の供給を遮断する装置は、託送約款等に定める区分装置として取り扱うものといたします。
- (3) その他定めのない規定については、電力需要にかかわる規定によります。

附則

1 実施期日

この料金表は、2026 年 11 月 1 日から実施します。

2 この料金表の実施にともなう切替措置

この料金表実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、電気需給約款 19 (料金の算定) および電気需給約款 20 (日割計算) に準じて日割計算を行い、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 4 (日割計算の基本算式) によるものといたします。

3 電化住宅割引にかかわる取扱い

(1) 電化需要

(イ) 当社は、電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。

(ロ) 厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取外される場合は、当社に申し出ていただきます。

なお、電気機器の変更などにより、電化需要に該当しなくなったお客さまが、引き続き変更前の電化住宅割引の適用を受け料金の一部の支払を免れた場合は、電気需給約款 30 (違約金および損害賠償の免責) に準じ、違約金を申し受けます。

(2) 電化住宅割引額

(イ) 電化住宅割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。

(ロ) 電化住宅割引の適用を開始し、もしくは終了する場合、または 電気需給約款 19 (料金の算定) 1. (2) に該当する場合は、電気需給約款 20 (日割計算) に準じて日割計算をいたします。この場合、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

別表

1 契約負荷設備の総容量の算定

1. 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院

1 差込口につき 50 ボルトアンペア

(ロ) (イ) 以外の場合

1 差込口につき 100 ボルトアンペア

2. 契約負荷設備の容量を確認できない場合は、1. (2) に準じて算定いたします。

2 負荷設備の入力換算容量

1. 照明用電気機器

証明用電気機器の換算容量は、次の(1)、(2)、(3)および(4)によります。

(1) けい光灯

	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
高力率型	管灯の定格消費電力（ワット）× 150 パーセント	管灯の定格消費電力（ワット）× 125 パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力（ワット）× 200 パーセント	

(2) ネオン管灯

2 次電圧（ボルト）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140

15,000	180	350	180
--------	-----	-----	-----

(3) スリムラインランプ

管の長さ（ミリメートル）	換算容量	
	入力（ボルトアンペア）	入力（ワット）
999 以下	40	40
1,149 以下	60	60
1,556 以下	70	70
1,759 以下	80	80
2,368 以下	100	100

(4) 水銀灯

出力（ワット）	換算容量		
	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
40 以下	60	130	50
60 以下	80	170	70
80 以下	100	190	90
100 以下	150	200	130
125 以下	160	290	145
200 以下	250	400	230
250 以下	300	500	270
300 以下	350	550	325
400 以下	500	750	435
700 以下	800	1,200	735
1,000 以下	1,200	1,750	1,005

2. 誘導電動機

(1) 単相誘導電動機

(イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は、換算率 100.0 パーセントを乗じたものといたします。

(ロ) 出力がワット表示のものは、次のとおりといたします。

出力（ワット）	換算容量
---------	------

	入力（ボルトアンペア）		入力（ワット）
	高力率型	低力率型	
35 以下	-	160	出力（ワット） × 133.0 パーセント
45 以下	-	180	
65 以下	-	230	
100 以下	250	350	
200 以下	400	550	
400 以下	600	850	
550 以下	900	1,200	
750 以下	1,000	1,400	

(2) 3 相誘導電動機

換算容量（入力〔キロワット〕）
出力（馬力） × 93.3 パーセント
出力（キロワット） × 125.0 パーセント

3. レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が 2 以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 （キロボルトピーク）	管電流（短時間定格電流）（ミリアンペア）	換算容量（入力） （キロボルトアンペア）
治療用装置			定格 1 次最大入力 （キロボルトアンペア） の値といたします。
診察用装置	95 キロボルトピーク以下	20 ミリアンペア以下	1
		20 ミリアンペア超過 30 ミリアンペア以下	1.5
		30 ミリアンペア超過 50 ミリアンペア以下	2
		50 ミリアンペア超過 100 ミリアンペア以下	3
		100 ミリアンペア超過 200 ミリアンペア以下	4

		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	5
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	7.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	10
	95 キロボルトピーク超過 100 キロボルトピーク以下	200 ミリアンペア以下	5
		200 ミリアンペア超過 300 ミリアンペア以下	6
		300 ミリアンペア超過 500 ミリアンペア以下	8
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	13.5
	100 キロボルトピーク超過 125 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	9.5
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	16
	125 キロボルトピーク超過 150 キロボルトピーク以下	500 ミリアンペア以下	11
		500 ミリアンペア超過 1,000 ミリアンペア以下	19.5
蓄電器放電式診察用装置		コンデンサ容量 0.75 マイクロファラッド以下	1
		0.75 マイクロファラッド超過 1.5 マイクロファラッド以下	2
		1.5 マイクロファラッド超過 3 マイクロファラッド以下	3

4. 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

(1) 日本産業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70 \text{ パーセント}$$

(2) (1) 以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した 1 次入力（キロボルトアンペア）} \times 70 \text{ パーセント}$$

5. その他

- (1) 1.、2.、3. および 4. によることが不適当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。
- (2) 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて 1 契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。
- (3) 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

3 契約容量、契約電力および主開閉器容量にもとづくみなし契約電力の算定

電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）1.（1）（ロ）、電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）4.

（1）（ハ）、電力需要 4.（2）または従量電灯 B 2.（2）の場合の契約電力、みなし契約電力または契約容量は次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100 パーセントといたします。）を乗じます。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器または主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1 / 1,000

なお、交流担当 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器または主開閉器の定格電流（アンペア）× 電圧（ボルト）× 1.732 × 1 / 1,000

4 日割計算の基本算式

1. 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

- (1) 基本料金、最低料金、最低月額料金、電化住宅割引上限額、定額制供給料金または最低料金に適用される再エネ賦課金を日割りする場合

1 月の該当料金 × 日割計算対象日数 / 検針期間の日数

- (2) 従量電灯 A、従量電灯 B、時間帯別電灯および公衆街路灯 B の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

各段階料金適用電力量 = 各段階のしきい値 × （日割計算対象日数 / 検針期間の日数）

算定された各段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

- (3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 電気需給約款 19（料金の算定）1.（1）の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 電気需給約款 19 (料金の算定) 2. (2)の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあ
ん分してえた値により算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(4) 日割計算に応じて再エネ賦課金（最低料金に適用される再エネ賦課金を除きます。）を算定する場合

(イ) 電気需給約款 19 (料金の算定) 1. (1)の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 電気需給約款 19 (料金の算定) 2. (2)の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その
値によります。

2. 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の 1. (1)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

(1) 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間の日数といたします。

(2) 電気需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む検針期間の日数といたします。

3. 電気需給約款 18 (使用電力量の計量) 5. の場合は、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅したとき
の 1. (1)にいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。

4. 電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の 1. (1)にいう暦日数は、次のとおりといたします。

(1) 電気の供給を開始した場合

開始日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

(2) 電気需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む検針期間の始期の属する月の日数といたします。

5 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

(1) 主として毎日午後 11 時から翌日の午前 8 時までの間に通電する機能を有すること。

(2) (1) の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

6 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

7 休日等

この料金表において、休日等とは、次の日をいいます。

土曜日

日曜日

「国民の祝日に関する法律」に規定する休日

1 月 2 日

1 月 3 日

1 月 4 日

5 月 1 日

5 月 2 日

12 月 30 日

12 月 31 日

8 電化 Style コースに係るみなし契約電力の算定

みなし契約電力は、原則として、次の(1)によってえた値に 0.4 を乗じてえた値が(2)によってえた値以上となる場合は、(1)によってえた値とし、それ以外の場合は、次の算式によって算定された値といたします。(この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。)

(1)によってえた値 + (2)によってえた値 × 0.1

(1) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器以外のものについて、原則として電灯需要（契約電力 6 キロワット以上）1. (1)のお客さまが新たに電気の需給契約を希望される際に準じて算定された値

(2) 契約負荷設備のうち夜間蓄熱式機器の総容量（入力）

ただし、夜間蓄熱式機器を除く最大需要容量が電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）1.

(1)に該当する場合には、(1)の値は、その最大需要容量にもとづき定めます。

なお、最大需要容量は、電灯需要（最大需要容量 6 キロボルトアンペア未満）に準じてえた値といたします。